

第七回国会 水産委員会 議 録 第四十号

昭和二十五年四月二十八日(金曜日)

午前十時五十四分開議

出席委員

委員長 石原 圓吉君

理事 川村善八郎君 理事 鈴木 善幸君

理事 夏堀源三郎君 理事 平井 義一君

理事 松田 鐵藏君 理事 林 好次君

小高 憲郎君 川端 佳夫君

田口長治郎君 田端 光一君

玉置 信一君 富永裕五郎君

福田 喜東君 岡田 勢一君

井之口政雄君

出席政府委員

農林政務次官 坂本 實君

農林事務官 山本 豊君

(水産庁次長)

委員外の出席者

農林事務官 松任谷健太郎君

(水産庁)

農林技官 高木 淳君

(水産庁漁政課長)

専門員 杉浦 保吉君

専門員 齋藤 一郎君

四月二十七日

委員永田節君辞任につき、その補充

として菅家喜六君が議長の名指で委

員に選任された。

本日の会議に付した事件

水産資源枯渇防止法案(内閣提出第

一四九号)

漁船法案起草に関する件

以西底びき網漁船の整理に伴う予算

措置に関する件

○石原委員長 これより会議を開きま

す。

昨日に引続き水産資源枯渇防止法案

を議題といたします。本法案に対する

質疑は昨日で大体盡きたと思われま

す。本日はいよいよ討論を行いたい

と考へますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○石原委員長 御異議なければ、これ

より討論を行います。井之口政雄君。

○井之口委員 水産資源枯渇防止法案

に対して、共産党は反対いたします。

これは昨日も農林大臣が仰せられま

した通り、この法案はおよそ二つの部分

から成立しております。一つは水産資

源の枯渇を防止するという名目のも

とに減船しよう、操業の短縮しよう

とする方面と、もう一つは、その結果生

ずるところの業者の損害を、国民によ

つて賠償させようという意図を持つ、

この二つの部分から成立しているの

であります。そこで名目は資源枯渇の防

止でありまして、もしこの目的が達せ

られるものでありますれば、この法案

はありませぬ。この法案をもつて

しては不可能である。農林大臣の言葉

をもつて言いますれば、理が非であ

らうとも、至上命令としてこれを施行

しなければならぬのだというふうなこ

とを言つておられますが、決して政治

というものは、是非の判別を抜きにし

て、至上命令でなければならぬとい

う性質のものではないと思ひます。も

しわれ／＼が真に以西底びき方面の漁

業に對しまして、資源の枯渇を防止す

るという建前を遂行するといつたしま

したならば、これは当然全面講和の線

をもつて、われ／＼は中国とも、それ

から今北鮮に起つておきます朝鮮人民

共和国とも、あるいはソビエト同盟と

も講和を実現いたしましたして、平和な状

態を実現いたしましたして、そうしてあら

ためてこの問題を国際間の條約にかけ

て、お互いに協同して、この資源の維

持並びに漁獲の程度というものを、條

約をもつて決定して來なければならぬ

性質のものだと思ひます。しかるに、

たとい今一方的にある程度の減船が行

われるといつたところで、この

船に對しまして、武裝をするとか、あ

るいは境界線を突破して外界に乘出

て行くとか、残つた船で必ずさうい

うことをやるのであります。そのため

かえつて国際上の紛争が起つて來るこ

とは明らかであります。この法案の根

本的なねらいは、国際信義を回復する

んだといふ点に農林大臣の説明もあ

つたやうでございますが、單獨講和を

もつて、はたして国際間の信義が漁業

面において確立せられるか。これはわ

れわれが言うまでもなく不可能だと思

はつた次第であります。最も直前に

おきます中国、朝鮮、ソビエト方面と

間の講和が締結されない限り、この目

的を達し得るものではないと思ひま

す。それでありませぬから、さうい

う結論

結なくして、一方的にかりに制限した

しましたところで、これは残つた大

社の一部分の漁船を、かえつて武裝

するとか何とかいうことになつて、境

界線突破して他領を犯すといふふう

な結果になつて、決して資源の枯渇防

止にならないと、われ／＼は思ひます。

さらにもう一方の方面といつたしま

して、この操業を短縮する方面であ

りますが、これは操業を短縮して、そ

うしてむしろ大会社の船を剩して、中

小以下の船の操業を停止してしまつて、

その利益を大物に集中して行くとい

うラスタ化の傾向を、やはりこの法案

は持つておる。現にさういふ意味にお

きまして、行政訴訟問題が起つてお

るを見て、そのことが明らかになる

のであります。今日許可を受けてお

る漁船が持つておるところの權利を、

漁業権として政府が一つの賠償をし

買上げるといふふうなことは、これは

この本質を誤つておるものである。決

して今日の許可なるものは、漁業権

という性質のものではない。これは明

かであります。それを国民の負担、租

税によつて買上げるといふことに対

しましては、われ／＼は反対せざるを得

ないのであります。一隻当り約三百

万円出すといつたしましても、これが

昨日の農林大臣のお話では、約八億

円見当に、なるといふやうなことで

あります。補正予算を組んで、八億

円の金をこの業者の損害補償のため

に出すといふやうなことは、もしこ

れがやられるとい

たしますれば、そのほかの中小企業

並びに農業等々に對しても、やはり

その操業を短縮する犠牲を国民が負

なければならぬという結果になりま

す。立法的に非常な結果になりま

す。土地あるいはその他の確実な

る漁業権に對しましては、今日の漁

業法でこれを国家が賠償するとい

ふやうな規定がありますけれども、

この許可になつておるところの漁船

の漁業権なるものは、さういふ地

代とかいふやうな性質を帯びたもの

ではない。でありますからして、こ

れを賠償するといふことに對して

は、われ／＼は反対せざるを得ぬので

あります。しかしこのために、操業

を短縮しようとする場合に、操業

が短縮しようとする場合に、操業

が短縮しようとする場合に、操業

が短縮しようとする場合に、操業

が短縮しようとする場合に、操業

が短縮しようとする場合に、操業

が短縮しようとする場合に、操業

が短縮しようとする場合に、操業

が短縮しようとする場合に、操業

が短縮しようとする場合に、操業

が短縮しようとする場合に、操業

が短縮しようとする場合に、操業

が短縮しようとする場合に、操業

が短縮しようとする場合に、操業

が短縮しようとする場合に、操業

が短縮しようとする場合に、操業

が短縮しようとする場合に、操業

が短縮しようとする場合に、操業

が短縮しようとする場合に、操業

が短縮しようとする場合に、操業

が短縮しようとする場合に、操業

が短縮しようとする場合に、操業

あります。こういうふうなやり方は、水産資源枯渇防止法の最も欠点とするものでありまして、われわれは、その場合に生じて来るこの漁業労働者に対する失業保険の制度、失業に対する救済制度というふうなものを、積極的にむしろ確定して行かなければならぬと思ひます。さらにこの問題を制限すること、適当であるか不適當であるかというのを調査するために、約二千万円からの予算が組まれておりますが、この二千万円に對しまして、整理される船の経営者がこれを分配しようというふうな考へを持つてゐる。これはとんでもない話であつて、調査はあくまでも日本の漁業制度の將來の發展のための研究、そういう方面に使われるべき性質のものである。それをいたずらに経営者の方に分配してしまふということは、日本の漁業を崩壊させるところのものとなると思ひます。利益のある場合には、どん／＼経営者は利益を分配しておきまして、そうして一たび過剰投資が起る、そうして操業を短縮しなければならぬといふふうな状態が実現した場合、その損害を一切の人民の租税の負担に轉嫁してしまおうといふふうなことに對しましては、これはあくまでもわれわれは反對せざるを得ぬところであります。

以上を理由をもちましてこの法案にわれわれは反對する次第でございます。

○石原委員長 鈴木善幸君。

○鈴木(善)委員 自由党を代表いたしました。ただいま議題と相なりました水産資源枯渇防止法案に賛意を表したものと存じます。

本法律案は、わが国の國際間におけ

る信用を高め、かつマツカーサー・ラインによつて制約を受けております限られた海域において、最も計画的に高度の生産を継続的にあげようといふ趣旨から、現在漁業資源に對しまして比較的比重の重くかかつておりましたところの、過剰な漁船を整理いたしまして、水産資源の保護をはかり、わが国の漁業秩序を確保しよう、こういう趣旨の法案であります。この趣旨に對しましては、おそらくいかなる政党内でも、反對をすべき筋合いのものではないと思はれるものであります。この法案は、ただいま共産党の井之口君から御意見がありましたように、漁船の整理とそれに伴う國家の補償との二つの部分からなつておるわけでありまして、この整理を行いますにあたりましては、漁業法に定むるところの中央漁業審議會の意見を聞いて政府が行いますところの、徹底した資源調査の基礎の上に立つて、合理的な減船を行ふことに相なつておるわけでありまして、また補償の面につきましては、ただいま井之口君は、漁業法には、漁業権と違つて許可漁業の面には補償の規定がないといふことを言つておられますが、これは井之口君が今国会になりました水産委員になられたので、漁業法の内容を御存じない結果だと思ふのであります。漁業法には、これらの以西底びき等の漁業の整理にあつては、明らかに國家が補償すべきことを明定いたしておるのであります。これは漁業法を知らざるところから來ている意見であるわけでありまして、この国会が決定いたしましたところの漁業法の命ずるところによつて、政府はこれらの漁業の整理にあつて國が補償を行い、

それによつて円滑なる漁業の轉換、あるいは失業等の救済を行おうとするものでありまして、今井之口君がおつしやいましたところの、一そう当り三百万円の額が大體予想されておるのであります。その大部分は経営者たる資本家に行つて、労働者には何らの恩恵がないであらうといふようなことをお話になつておるのでありますが、これもよく御検討いただければわかることでありまして、大體三百万円を予定いたしました。そのうち二百二十五万円が乗組員に行く予定に相なつておるのであります。そうして船の製留等の維持費として四十九万円、約五十万円が計上されておるのであります。船主には百三十五万円といふことになりまして税金との關係を考慮いたしましてならば、むしろ船員諸君に厚く相なつておるに思ふのであります。また政府は、二千万円の額を調査費に充てるということをお申していらしたのであります。これは全然違つておりました。現在補償等の財源として考えられて、見通しのおつておるものは二千万円程度であるといふ話でありまして、これは調査費に計上されるべきものではないのであります。私どもは講和會議に臨むわが国の漁業態勢を整備いたしまして、國際信用を高め、真に國際間におけるわが国の漁業の信用度を高めることが、講和に臨むわが国の漁業のあり方でなければならぬと思ひます。そういう意味において、わが國が漁業の自爾の態勢を整備し、限られた漁場資源をもちまして、ここに計画的に、真に國際協約を守つて行かんとする自衛的なわが漁民が、中外にその立場を

宣明する重要法案であります。こういう意味合いから、自由党は全面的に賛意を表するものであります。

○石原委員長 これにて討論は終局いたしました。これより本案の採決を行います。本案に賛成の諸君の御起立を願ひます。

〔賛成者起立〕

○石原委員長 起立多数。よつて本案は原案通り可決いたしました。

なお報告書の作成につきましては、委員長に御一任いただきたいと思ひます。

○鈴木(善)委員 ただいま委員会の採決によりまして、水産資源枯渇防止法案は、委員会として決定を見たわけでありまして、本法が本委員会の決議をもちまして、本法がさつそく適用されるのであります。この、以西底びき網漁船の整備に伴う予算措置に關しまして、決議を提案いたしましたと思ひます。その案文を朗讀いたします。

決議

以西底びき網漁船の整理に伴う予算措置に關する件

政府は、以西底びき網漁船の整理を円滑に実施するため、法に規定する補償金について速かに予算的措置を講ずべし。

右決議する。

以上であります。

○石原委員長 ただいま鈴木君の動議による決議案に御賛成の方は御起立を願ひます。

〔賛成者起立〕

○石原委員長 起立多数。決議案は原案通り決せられました。本決議は議長に報告するとともに、大蔵大臣、農林大臣、経済安定本部長官並びに水産庁

長官に參考送付することにいたしました。その手続等に關しましては、委員長に御一任願ひます。なお本決議は、その内容が、先ほど可決いたしました水産資源枯渇防止法案と密接な關係にありまして、同法案に對しての委員長報告並びに報告書中に本決議を委員長会の要請として申し述べたいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○石原委員長 御異議なければ、さよう決します。

○石原委員長 次に松田委員より發言を求められております。

○松田委員 この前に中間報告をいたしました漁船法に對しまして、いろいろと折衝した結果におきまして、委員長及び川村委員の折衝もありまして、ようやくわれわれが原案として出したものに、二十七條だけ削除いたしました。オーケーが来ることになつたのであります。この点御報告いたしたいと思います。

○石原委員長 他に御發言はありますか。ただいま松田委員の發言の小委員長の報告を承認いたしました。本日午後の委員会で審議することにしたしたいと思います。御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○石原委員長 ではさよう決します。夏堀君。

○夏堀委員 地方税の問題で、山本次長に要望しておきたいことがありますが。地方税、特に附加価値税は、漁業に對してはこの負担が特に多いのであつて、合同審議會におきましても、私詳細説明をいたしたのであります。

大体今の経営状態からいつて、漁業者の負担となるのは、現行法と比較して十五倍ないし二十五倍となる勘定となるのであります。現在の経営は非常に困難であり、むしろ経営は成立たないという段階に入つており、これに加えて、このような過重負担では、もう漁業は壊滅状態だといふほかはないのであります。そこでこの法案は、今参議院で審議中でありますが、いろいろなる関係方面の問題もありますので、まず通過するではないか、こう思われま

す。この法案が通過いたしました際に、どういふ方法でもつて行くかといふことを、今から研究しておかなければなりません。この標準課税率というのは生産の面においては、これが三%以内ということになっております。以内です。それから、その範囲内において各地方において、これを調整すればよいのである。けれども各地方ではこれを一ぱいにとるおそれ多分にあると思ひますので、ここに水産庁とよく協議をして、この範囲内で適當な課税の方法をやつていただきたい。水産関係は大きな負担が出るのでありますから、特別に何かの方法を講じてもらうように、御協議をしてもらいたいのであります。が、私、合同審査会においても、あるいはその他の役員会等においても、七月、シヤウブ氏が再度日本に参られましたならば、ぜひともこの点を十分に説明して、これを修正してもらいたいといふことを、申し入れておいたのであります。この法案の取扱いは、今申し上げたように、一步誤ると漁業が壊滅状態になることは明らかでありますので、水産庁としても、この点誤りのないように御処置あらんことを切望するものであります。

○石原委員長 それでは暫時休憩いたします。
午前十一時二十一分休憩
零時五十一分開議
○石原委員長 休憩前に引續き會議を開きます。

漁船法案起草の件を議題といたします。先ほど漁船並びに水産資料に關して、小委員長より報告がありました案につき、説明を求めます。川村君。

漁船法案
右の議案を提出する。
昭和二十五年四月二十八日
提出者 水産委員長 石原 圓吉

漁船法案
目次
第一章 總則（第一條、第二條）
第二章 漁船の建造調整（第三條—第八條）
第三章 漁船の登録（第九條—第二十一條）
第四章 漁船に關する検査（第二十二條—第二十四條）
第五章 漁船に關する試験（第二十五條、第二十六條）
第六章 雜則（第二十七條、第二十八條）
第七章 罰則（第二十九條—第三十一條）
附則（第一條）

第一章 總則
（この法律の目的）
第一條 この法律は、漁船の建造を調整し、漁船の登録及び検査に關する制度を確立し、且つ、漁船に

關する試験を行い、もつて漁船の性能の向上を図り、あわせて漁業生産力の合理的發展に資することを目的とする。
（定義）
第二條 この法律において「漁船」とは、左の各号の一に該当する日本船舶をいう。
一 もつばら漁業に従事する船舶
二 漁業に従事する船舶で漁獲物の保蔵又は製造の設備を有するもの
三 もつばら漁場から漁獲物又はその製品を運搬する船舶
四 もつばら漁業に關する試験、調査、指導若しくは練習に従事する船舶又は漁業の取締に従事する船舶であつて漁獲物の設備を有するもの
3 この法律において「動力漁船」とは、推進機關を備える漁船をいふ。
3 この法律において「改造」とは、船舶の長さ、幅若しくは深さを變更し、推進機關をあらたに据えつけ、若しくはその種類若しくはその出力を變更し、又は船舶の用途若しくは從事する漁業の種類を變更するために船舶の構造若しくは設備に變更を加へることをいふ。

第二章 漁船の建造調整
（建造、改造及び転用の許可）
第三條 船舶製造業者その他の者に注文して、左に掲げる動力漁船を建造し、又は船舶を左に掲げる動力漁船に改造しようとする者は、その動力漁船が第一号又は第二号に該当する場合にあつては農林大

臣の許可を受け、その動力漁船が第三号に該当する場合にあつてはその主たる根拠地（改造の場合にあつては改造後の主たる根拠地）を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。動力漁船以外の船舶を改造しないで左に掲げる動力漁船として転用しようとする者についても、同様とする。
一 長さ十五メートル以上の動力漁船
二 長さ十五メートル未満の動力漁船で漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十五條の規定に基く命令により農林大臣の許可を要する漁業に従事するもの
三 前二号に掲げるもの以外の動力漁船

2 前項の場合の外、同項各号に掲げる動力漁船を建造し、又は船舶を同項各号に掲げる動力漁船に改造しようとする者についても、同項と同様とする。
3 前二項の許可を受けようとする者は、左に掲げる事項について記載した申請書を農林大臣又は都道府県知事に提出しなければならない。
一 申請者の氏名又は名称及び住所
二 船名（改造又は転用の場合にあつては改造又は転用前及び改造又は転用後の船名）
三 漁業種類又は用途、操業区域及び主たる根拠地（改造の場合にあつては改造前及び改造後の漁業種類又は用途、操業区域及

び主たる根拠地）
四 計画総トン数（改造の場合にあつては改造前の総トン数及び改造後の計画総トン数、転用の場合にあつては総トン数）
五 船舶の長さ、幅及び深さ（改造の場合にあつては改造前及び改造後の長さ、幅及び深さ）
六 船質（木船又は鋼船の別）
七 建造又は改造を行う造船所の名称及び所在地
八 推進機關の種類及び馬力数並びにシリンドラの教及び直径（改造の場合にあつては改造前及び改造後の推進機關の種類及び馬力数並びにシリンドラの教及び直径）
九 推進機關の製作所の名称及び所在地
十 起工、進水及びゆん工、改造工事の着手及び完成又は転用の予定期日
十一 建造、改造又は転用に要する費用及びその調達方法の概要
十二 建造、改造又は転用を必用とする事情
4 農林大臣又は都道府県知事は、第一項又は第二項の許可の申請書に、図面、仕様書その他第一項又は第二項の許可に關し必要な書類を提出させることがある。
5 第三項の申請書の提出があつたときは、農林大臣又は都道府県知事は、その申請書を受理した後、第一項又は第二項の許可に關してした照会中の期間を除いて二箇月以内、その申請者に対し、許可又は不許可の通知を發しななければならない。

6 都道府県知事は、第一項又は第二項の許可をしたときは、その旨を農林大臣に報告しなければならない。

7 第一項又は第二項の許可を受けた者は、その許可に係る建造、改造又は転用について第三項第三号から第八号までに掲げる事項のいずれかを変更しようとするときは、その変更につき、その許可をした行政庁の許可を受けなければならない。

8 前項の場合には、第四項から第六項までの規定を準用する。

9 第一項又は第二項の許可を受けた者は、その許可に係る建造、改造又は転用について第三項第一号、第二号及び第九号から第十一号までに掲げる事項のいずれかに変更を生じたときは、遅滞なくその旨をその許可をした行政庁に報告しなければならない。

(許可の基準)

第四條 農林大臣又は都道府県知事は、左の各号の一に該当する場合を除き、前條第一項又は第二項の許可をしなければならない。

- 一 農林大臣が、漁業法第百十二條の規定により設置される中央漁業調整審議会の意見をきき、漁業種別別、操業区域別、根拠地の属する都道府県の区域別又は動力漁船の種類別に漁業(漁場から漁獲物又はその製品を運搬する事業を含む。以下本号において同じ。)に従事することができる動力漁船の隻数又は総トン数の最高限度を定めた場合において、その申請に係る前條第一

項又は第二項の許可をすることによつてその漁業に従事する動力漁船の隻数又は総トン数がその最高限度をこえることとなるとき。

二 農林大臣が、中央漁業調整審議会の意見をきき、動力漁船の性能につき漁業種別別又は操業区域別に基準を定めた場合において、その申請に係る動力漁船の性能がその基準に適合しないとき。

三 その申請に係る動力漁船の従事する漁業が漁業法第五十二條の指定遠洋漁業又は同法第六十五條の規定に基く命令により許可を要する漁業に該当し、且つ、同法第五十四條の規定又は同法第六十五條の規定に基く命令により起業の認可を要する場合において、その漁業につき起業の認可がないとき。

四 その申請に係る建造又は改造をその造船所又は推進機関製作所において行うことが技術的に著しく困難と認められるとき。

五 その申請に係る建造、改造又は転用に要する費用の調達が著しく困難と認められるとき。

(許可の失効)

第五條 左の各号の一に該当する場合に於ては、第三條第一項又は第二項の許可は、その効力を失う。

- 一 その許可が建造に係る場合に於ては、その許可の日から一年以内にしゅん工しないとき。
- 二 その許可が改造に係る場合に於ては、その許可の日から六箇月以内にその改造の工事が完了しないとき。

三 その許可が転用に係る場合に於ては、その許可の日から二箇月以内に転用による使用を開始しないとき。

四 その許可に係る漁船の従事する漁業が前條第三号の漁業に該当し、且、同号の起業の認可を要する場合において、その起業の認可が取り消されたとき。

2 農林大臣又は都道府県知事は、やむを得ない事由があると認めるときは、第三條第一項又は第二項の許可を受けた者の申請により、前項第一号から第三号までの期間を延長することができる。

(許可の取消)

第六條 農林大臣又は都道府県知事は、第三條第一項又は第二項の許可を受けた者が同條第七項の規定に違反したときは、その許可を取り消すことができる。

2 農林大臣又は都道府県知事は、前項の規定による許可の取消をしようとするときは、あらかじめ、その許可を受けた者に対し、取消の理由並びに聴聞の期日及び場所を文書をもつて通知し、その許可を受けた者又はその代理人が公開の聴聞において弁明し、且つ、有利な証拠を提出する機会を與えなければならない。

(完了報告)

第七條 第三條第一項又は第二項の許可を受けた者は、省令の定めるところにより、その許可に係る建造若しくは改造の工事の状況又は転用による使用開始につき、その許可をした行政庁に報告しなければ

ならない。

(臨時船舶管理法の適用除外) 第八條 漁船の建造及び改造並びに漁船にするための船舶の改造については、臨時船舶管理法(昭和十二年法律第九十三号)第八條の規定に基く命令の規定による運輸大臣の許可を受けることを要しない。但し、左に掲げる漁船については、この限りでない。

- 一 母船式漁業(製造、冷蔵その他の処理設備を有する母船又はその附属漁船により営む漁業をいう。)に従事する母船。
- 二 捕鯨業(もりづつ)を使用してミンクを除くひげ鯨又はまつこ鯨をとる漁業をいう。)に従事する動力漁船。
- 三 トロール漁業(オッターロール又はビームトロールを使用して営む漁業をいう。)に従事する動力漁船。
- 四 もつばら漁場から前二号の漁業の漁獲物又はその製品を運搬する動力漁船。

第三章 漁船の登録

第九條 漁船は、その所有者がその主たる根拠地を管轄する都道府県知事の備える漁船原簿に登録を受けたものでなければ、これを漁船として使用してはならない。

2 前項の登録を受けようとする者は、左に掲げる事項について記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
- 二 船名

- 三 総トン数
- 四 船舶の長さ、幅及び深さ
- 五 船質(木船又は鋼船の別)
- 六 進水年月日
- 七 造船所の名称及び所在地
- 八 推進機関の種類及び馬力数、シリンダの数及び直徑並びに推進機関の製作所の名称
- 九 燃料の種類
- 十 無線電波の型式及び空中線電力
- 十一 漁船の使用者の氏名又は名称及び住所
- 十二 主たる根拠地
- 十三 漁業種類又は用途
- 十四 漁船の建造、取得等登録の原因

2 都道府県知事は、前項の申請者に第三條第一項又は第二項の許可(同條第七項の変更に許可を含む)を証する書面その他登録に關し必要な書類を提出させることができる。

(登録の基準)

第十條 都道府県知事は、左の各号の一に該当する場合を除き前條第一項の登録をしなければならない。

- 一 その申請に係る漁船について第三條第一項又は第二項の許可(同條第七項の変更に許可を含む)を受けなければならない場合において、その許可がないとき。
- 二 その申請に係る漁船の従事する漁業が、漁業法第五十二條の指定遠洋漁業又は同法第六十五條の規定に基く命令により許可を要する漁業に該当する場合に

おいて、その漁業につき、起業の認可又は許可がないとき。
三 その申請に係る事項が虚偽であるとき。

(登録票の交付)

第十一條 都道府県知事は、第九條第一項の登録をしたときは、申請書に登録票を交付しなければならぬ。

2 前項の規定により登録票の交付を受けた者がその漁船の使用でないうときは、その交付を受けた者は、遅滞なく登録票をその漁船の使用に交付しなければならぬ。

(登録票の備えつけ)

第十二條 漁船の使用者は、漁船を運航し、又は操業する場合には、漁船の船内に前條の登録票を備えつけておかなければならない。但し、省令で定める正当な事由がある場合は、この限りでない。

(登録番号の表示)

第十三條 漁船の所有者は、第十一條第一項の規定により登録票の交付を受けたときは、同條第二項の場合を除き、遅滞なく登録票に記載された登録番号を当該漁船に表示しなければならぬ。同項の規定により登録票の交付を受けた漁船の使用に際しては、同様とする。

(変更の登録)

第十四條 第九條第一項の登録を受けた漁船の所有者は、その漁船について同條第二項第一号から第四号まで及び第八号から第十三号までに掲げる事項について変更が生じたときは、その変更が生じた日(第二項の場合にあつては同項の

通知を受けた日)から二週間以内に、その変更の事由を具してその登録をした都道府県知事に対し変更の登録を申請しなければならぬ。

2 第九條第一項の登録を受けた漁船の所有者がその漁船の使用でないう場合において、その漁船について同條第二項第八号から第十三号までに掲げる事項に変更を生じたときは、その使用者は、遅滞なくその旨を所有者に通知しなければならぬ。

3 都道府県知事は、第一項の申請があつたときは、第十條各号の場合を除き、漁船原簿に変更の登録をするとともに、登録票を書き換えて交付しなければならぬ。

(登録の失効)

第十五條 左に掲げる場合には、漁船の登録は、その効力を失ふ。
一 登録を受けた漁船が漁船でなくなつたとき。
二 登録を受けた漁船が滅失し、沈没し、又は解つてつされたとき。
三 登録を受けた漁船の存在が三箇月間知れないとき。
四 登録を受けた漁船が譲渡されたとき。
五 登録を受けた漁船の主たる根拠地がその登録をした都道府県知事の管轄する都道府県の区域外に変更されたとき。
六 登録を受けた漁船の所有者が死亡し、又は解散したとき。

2 前項第六号の場合において、相続人又は合併により設立した法人若しくは合併後存続する法人が、死亡又は解散の日から一箇月以内に第九條の規定により登録を申請したときは、これに対する登録に關する処分があるまでは、被相続人又は合併により解散した法人についてした登録及びこれらの者に交付した登録票は、その効力を有し、且つ、その登録又は登録票はその申請人についてし、又は交付したものとみなす。

(登録の取消)

第十六條 都道府県知事は、第九條第一項の登録を受けた漁船が第三條の規定に違反して改造されたとき、又は老朽若しくは破損等のため漁船として使用することができなくなつたと認めるときは、その漁船の登録を取り消すことができ、この場合には、第六條第二項の規定を準用する。

(登録票の返納及び登録番号の消滅)

第十七條 左に掲げる場合には、漁船の所有者は、遅滞なく、その登録した都道府県知事に登録票を返納しなければならぬ。但し、登録票を返納することができない正当な事由がある場合において、事由を具してその旨を都道府県知事に届け出たときは、その返納をすることを要しない。
一 第十五條の規定により登録がその効力を失つたとき。
二 前條の規定により登録が取り消されたとき。

死亡又は解散の日から一箇月以内に第九條の規定により登録を申請したときは、これに対する登録に關する処分があるまでは、被相続人又は合併により解散した法人についてした登録及びこれらの者に交付した登録票は、その効力を有し、且つ、その登録又は登録票はその申請人についてし、又は交付したものとみなす。

都道府県知事は、第九條第一項の登録を受けた漁船が第三條の規定に違反して改造されたとき、又は老朽若しくは破損等のため漁船として使用することができなくなつたと認めるときは、その漁船の登録を取り消すことができ、この場合には、第六條第二項の規定を準用する。

左に掲げる場合には、漁船の所有者は、遅滞なく、その登録した都道府県知事に登録票を返納しなければならぬ。但し、登録票を返納することができない正当な事由がある場合において、事由を具してその旨を都道府県知事に届け出たときは、その返納をすることを要しない。

前項各号の場合において、漁船の所有者が漁船の使用でないうときは、その使用者は、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出たときは、その返納をすることを要しない。

前項各号の場合において、漁船の所有者が漁船の使用でないうときは、その使用者は、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出たときは、その返納をすることを要しない。

前項各号の場合において、漁船の所有者が漁船の使用でないうときは、その使用者は、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出たときは、その返納をすることを要しない。

前項各号の場合において、漁船の所有者が漁船の使用でないうときは、その使用者は、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出たときは、その返納をすることを要しない。

ればならない。
3 第一項各号の場合には、漁船の所有者(漁船の所有者がその使用者でない場合にあつては、その使用者)は、遅滞なく、第十三條の規定によりその漁船に表示された登録番号をまつ、消しなければならぬ。(登録簿本の交付)

手数料を納めなければならない者
第九條第一項の登録の申請をする者
第十四條第一項の変更の登録又は登録票の再交付を申請する者
前條の登録簿本の交付を請求する者

(船舶法の適用除外)
第二十條 漁船については、船舶法(明治三十二年法律第四十六号)第二十一條の規定に基く命令(船舶の積量の測定に關する部分を除く。)を適用しない。
(省令への委任)
第二十一條 この法律に定めるものの外、漁船の登録に關し必要な事項は、省令で定める。

第四章 漁船に關する検査
(依頼検査)
第二十二條 農林大臣は、漁船の所有者(第三條第一項又は第二項の許可を受けた者を含む)から、その漁船について左に掲げる事項に關する検査を依頼されたときは、設計及び工事の期間中の省令で定める時並びにしゆん工又は改造工事完成の時に於いて、検査を行わなければならない。

第一船体
第二十三條 農林大臣は、前條第一項のしゆん工若しくは改造工事完成の時に於ける検査又は同條第一項に掲げるすべての事項についての検査の結果、同條第三項の技

第十八條 何人でも、都道府県知事に対し、漁船の登録の簿本の交付を請求することができる。
(手数料)
第十九條 左の表の上欄に掲げる者は、それぞれ同表下欄に掲げる金額の範囲内において省令で定める額の手料を納めなければならない。

| 金額 | 金 額 |
|----------|----------|
| 二 千 円 | 二 千 円 |
| 一 千 円 | 一 千 円 |
| 一枚につき五十円 | 一枚につき五十円 |

二 機関
三 漁り、設備
四 漁獲物の保蔵又は製造の設備
五 電気設備
六 航海測器設備
2 省令で定める場合は、前項の規定にかかわらず、設計及び工事の期間中の検査を省略することができる。

3 第一項の検査においては、その設計、材料、工事及び性能が省令で定める技術規程に適合しているかどうかを検査するものとする。
4 農林大臣は、前項の技術規程を定めるには、中央漁業調整審議会の意見をきかなければならない。
(検査成績)
第二十三條 農林大臣は、前條第一項のしゆん工若しくは改造工事完成の時に於ける検査又は同條第一項に掲げるすべての事項についての検査の結果、同條第三項の技

第二十三條 農林大臣は、前條第一項のしゆん工若しくは改造工事完成の時に於ける検査又は同條第一項に掲げるすべての事項についての検査の結果、同條第三項の技

術基準に適合すると認められる場合は、その検査に合格したことを証する検査合格証を、その技術基準に適合しないと認められる場合は、改善を要すべき事項を記載した検査成績書を申請書に交付しなければならぬ。

(手数料)

第二十四條 第二十二條第一項の規定により検査を受けようとする者は、検査に要する費用の範囲内において省令で定める額の手数料を納めなければならない。

第五章 漁船に関する試験

(設計及び試験の依頼)

第二十五條 何人でも、漁船又は漁船用機関、漁船用機械その他の漁船用施設(以下この章において「漁船等」という。)に関する設計又は試験を農林大臣に依頼することができる。

(模範設計)

第二十六條 農林大臣は、漁船の改善及び発達に資するため、漁船等に関する模範設計を定めて、これを公表するものとする。

第六章 雑則

(訴願)

第二十七條 第三條第一項に掲げる動力漁船の建造、改造若しくは転用又は漁船の登録に関する処分(第六條の規定による農林大臣の処分を除く。)に不服のある者は、農林大臣に訴願することができる。

2 農林大臣は、前項の訴願の裁決をしようとするときは、あらかじめ、その訴願した者に対し、期日及び場所を文書をもって通知し、

その訴願した者又はその代理人が公開の聴聞において意見を述べ、且つ、有利な証拠を提出する機会を與えなければならない。

(立入検査)

第二十八條 農林大臣又は都道府県知事は、第二章又は第三章の規定の施行に關し必要があると認めるときは、その職員に、漁船の所有者若しくは管理者の事務所、漁船の建造若しくは改造の工事の場所、漁船用機関、漁船用機械その他の漁船用施設の製作の場所又は漁船(第三條第一項若しくは第二項の許可に係る建造若しくは改造中の船舶又はその許可の申請に係る改造若しくは転用前の船舶を含む。以下本條において同じ。)に立ち入り、漁船若しくは漁船用機関、漁船用機械、その他の漁船用施設又は登録票その他の書類を検査することができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、且つ、関係人の請求があるときは、これを示さなければならない。

3 第一項の立入検査は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第七章 罰則

第二十九條 第三條第一項、第二項若しくは第七項又は第九條第一項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第三十條 左の各号の一に該当する者は、一万円以下の罰金に処する。

一 第七條の規定に違反して報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 第十二條、第十三條、第十四條第一項若しくは第二項又は第十七條の規定に違反した者

三 第二十八條第一項の規定による当該職員の入立又は検査を拒み、妨げ又は忌避した者

第三十一條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が法人又は人の業務に關して前二條の違反行為をしたときは、その法人又は人が、違反の計画を知りその防止に必要な措置を講じなかつたとき、違反行為を知りその是正に必要な措置を講じなかつたとき、又は違反を教唆したときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対し各本條の罰金刑を科する。

附則

1 この法律施行の期日は、公布の日から起算して三箇月をこえない期間内において、政令で定める。

2 漁船登録規則(昭和二十二年農林省令第五号)は、廃止する。但し、この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

3 この法律施行前に漁船登録規則による登録及び登録票は、この法律の規定による登録及び登録票とみなす。

4 この法律施行前に臨時船舶管理法第八條の規定に基づく命令の規定により運輸大臣がした建造又は改造の許可は、この法律の規定の適用については、第三條第一項又は

第二項の規定により農林大臣又は都道府県知事がこの法律施行の日においてした建造又は改造の許可とみなす。

5 水産庁設置法(昭和二十三年法律第七十八号)の一部を次のように改正する。

第二條第一号中「漁船及び漁船用機関の生産及び検査に関するものを除く。」を削る。

第二條第四号を次のように改める。

四 漁船保険に關する事務を処理すること。

同條同号の次に次の一号を加える。

四の二 漁船建造の、改造又は転用の許可、漁船の登録及び漁船の検査に關する事務を処理すること。

○川村委員 漁船行政の一元化をせよということは、われわれが第一回国会からその意見が相対に強かつたのであります。具体的に取上げられましたのは、第六回国会に取上げられまして、今期国会には、いよいよこれをどうして

も法文化して、漁船行政の一元化をしなければならぬということに相なりまして、これを漁船並びに資料に関する小委員会に付託に相なつて、着々その研究をしつつ、草案を急いで参つたわけでありまして、当初の案といたしましては、第一章から第七章、第一條より第三十二條の案で、第一章には總則、第二章には漁船の建造及び調整、第三章には漁船の登録、第四章には漁船に關する検査、第五章には漁船に關する試験、第六章には雑則、第七章に

は罰則、かように草案がなされました、それら小委員会の草案について、これまで委員各位とともに研究をし、委員会において審議を續けて参つたのであります。本日いよいよこれを今期国会に議員提出をするということに決定をいたしましたのであります。この間関係方面の了解を得なければならぬので、手続して参つたところが、ただいま関係方面の了解も得られまして、これを本格的に委員会に諮ることになつたのであります。ただこの場合申し上げておきますことは、先ほど申し上げました内容は、当初の内容でありましたが、いろいろな客観情勢から、漁船法の案を修正しなければならぬことになつたのであります。以下漁船法案の修正について、その要点を御説明申し上げます。

一、第二十七條の試作奨励金の條項はこれを削除いたしましたのであります。従いまして第二十八條を第二十七條とし、以下順次一行づつ繰上げ、新たに第三十條第三号中「第二十九條」を「第二十八條」と修正いたしました。次第であります。時間がありませんので、内容は詳細に説明をいたしません。各員はすでにこの内容については、十分研究をいたして参りましたので、小委員会の案なるものをぜひとも皆さんの御賛成を得まして、一刻も早く本会議に上程あらんことを切にお願いをする次第であります。

以上をもつて報告にかゝる次第であります。

○石原委員長 それではこれより本案を委員会の成案となすことについてお諮りしたいと思ひます。採決に入ります前に、本案について討論を行います。

昭和二十五年五月二十六日印刷

昭和二十五年五月二十七日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所